

大個審答申第 92 号  
平成 29 年 3 月 17 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 5 月 28 日付け大天窓住第 62 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 27 年 4 月 9 日付け大天窓住第 11 号により行った非開示決定（以下「本件決定」という。）は、結果として妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 3 月 27 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「戸籍謄本及び附票の 2015 年 3 月 1 日から 2015 年 3 月 25 日までの交付手続きにかかる一切の情報。」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「請求者に係る戸籍関係書類の交付請求書（平成 27 年 3 月 22 日交付）」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 2 項に基づき、開示しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

## 記

「条例第 19 条第 7 号に該当

（説明）

当該情報は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 4 月 27 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、公開決定を求める。
- 2 開示請求にかかる文書及び情報が開示されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはないため。

### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定において非開示とした情報について  
本件情報は、戸籍謄本等の交付請求書（平成 27 年 3 月 22 日交付）に記録された情報であり、本件情報のすべてを開示しないこととした。
- 2 本件情報に対して本件決定を行った理由  
実施機関は、本件情報を開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第 19 条第 7 号に該当する非開示情報であると判断した。

### 第 5 審議会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

#### 2 争点

実施機関は、本件情報について、条例第 19 条第 7 号を理由に本件決定を行ったのに

対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件情報の全部を開示すべきであるとして争っている。したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報の条例第 19 条第 7 号該当性である。

### 3 本件情報の条例第 19 条第 7 号該当性について

#### (1) 条例第 19 条第 7 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 7 号は、「開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」は、原則として開示しないことができると規定している。

そして、「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とは、例えば、開示することにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報や、開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報などをいうと解される。

また、「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発・助長するおそれがあると認められる情報を含むと解され、「犯罪の捜査」とは、被疑者等の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動をいい、内偵活動等を含むと解される。

なお、「犯罪の予防」及び「犯罪の捜査」とは、いわゆる司法警察を念頭においたものである。

#### (2) 本件情報の条例第 19 条第 7 号該当性について

当審議会において本件情報を見分したところ、本件情報は、本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体等の行政機関がその所掌事務について法令等の規定により付与された権限に基づいて行う調査の一環として、実施機関に対して、異議申立人を含む複数の者の戸籍謄本等の請求を行った際の請求書であった。

したがって、本件情報は、いわゆる司法警察が行う犯罪の捜査に関する情報には該当しないことから、本件情報は条例第 19 条第 7 号には該当しないと認められる。

ここで、実施機関は、本件情報が条例第 19 条第 7 号に該当するとの誤った判断に基づき本件決定を行ったことから、本件情報の同号該当性を主張するに留まり、本件情報の同条第 6 号該当性を主張していないものの、本件情報を開示した場合に何らかの支障が生じる点については実施機関も主張していたものであると解されることから、本件情報の同条第 6 号該当性について、当審議会として以下検討する。

### 4 本件情報の条例第 19 条第 6 号該当性について

#### (1) 条例第 19 条第 6 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定しており、特に、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関しては、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならない。

#### (2) 本件情報の条例第 19 条第 6 号該当性について

前記 3 (2) でも述べたとおり、本件情報が、本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体等の行政機関がその所掌事務について法令等の規定により付与された権限に基づいて行う調査の一環として、実施機関に対して、異議申立人を含む複数の者の戸籍謄本等の請求を行った際の請求書であったことを踏まえると、当該調査の性質上、詳細を述べることはできないが、一旦、本件情報が開示されると、それにより調査の手法や時期などが明らかになってしまうおそれがあり、当該調査事務に支障が生じる相当の蓋然性が認められる。

## 5 結論

以上により第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成 27 年度諮問受理第 28 号

| 年 月 日             | 経 過                |
|-------------------|--------------------|
| 平成 27 年 5 月 28 日  | 諮問                 |
| 平成 27 年 12 月 24 日 | 実施機関から実施機関理由説明書の提出 |
| 平成 28 年 6 月 2 日   | 異議申立人から意見書の提出      |
| 平成 28 年 9 月 12 日  | 審議（論点整理）           |
| 平成 28 年 11 月 24 日 | 異議申立人意見陳述          |
| 平成 28 年 12 月 1 日  | 審議（論点整理）           |
| 平成 29 年 2 月 28 日  | 審議（答申案）            |
| 平成 29 年 3 月 7 日   | 審議（答申案）            |
| 平成 29 年 3 月 17 日  | 答申                 |